

平成 30 年度

松伏町一般会計補正予算書

(第 1 号)



議案第39号別冊

平成30年度松伏町一般会計補正予算（第1号）

平成30年度松伏町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成30年4月20日提出

平成30年4月20日 議決

松伏町長 鈴木 勝

第1表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県と松伏町が共同で整備する産業団地に対する負担金	平成30年度から平成37年度まで	埼玉県と松伏町で締結する基本協定に定める松伏町の負担額（総事業費の3%相当額）

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(現年度に係る分)

(単位:千円)

事 項	限度額	当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
埼玉県と松伏町が共同 で整備する産業 団地に対する負担金	埼玉県と松伏町 で締結する基本協 定に定める松伏町 の負担額(総事業 費の3%相当額)	平成30年度から 平成37年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ